

資料 2

パブリックコメント後の修正		
ページ	修正前	修正後
2	印西市（以下「本市」という。）では、「印西市教育大綱」、「印西市教育振興基本計画」（以下「前計画」という。）を策定し、本市の教育や学びを推進しています。	<u>印西市教育委員会では、平成 30 年度から令和 3 年度までを計画期間とした「印西市教育振興基本計画」を策定し、「だれもが輝き ともにはばたく いんざいの学び」を基本理念に掲げ、様々な施策の実現に向け、取り組んでまいりました。</u>
2	・・・平成 30 年 6 月には第 3 期教育振興基本計画を策定し、令和 12 年（2030 年）以降の社会の変化を見据えた教育施策のあり方が示されました。	・・・平成 30 年 6 月には第 3 期教育振興基本計画を策定し、令和 12 年（2030 年）以降の社会の変化を見据えた教育施策のあり方を <u>示</u> しています。
2	・・・本市の教育や学びの総合的計画の策定が、本市教育委員会として重要と考えます。 よって、たくましく生きる子どもたちを育成する学校教育やすべての市民の学習環境の充実を図る生涯学習、文化・芸術を包括した市全体の教育や学びの方向性を示す「第 2 期印西市教育振興基本計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。	・・・本市の教育や学びの総合的計画の策定が <u>重要と</u> 考え、 <u>たくましく生きる子どもたちを育成する学校教育やすべての市民の学習環境の充実を図る生涯学習、文化・芸術を包括した市全体の教育や学びの方向性を示すため</u> 、「第 2 期印西市教育振興基本計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。
3	教育振興基本計画の策定については、教育基本法第 17 条第 2 項において「地方公共団体は、国の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」と定められています。	<u>本計画は、教育基本法第 17 条第 2 項に基づく地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画と位置づけるものであり、国及び千葉県の・・・</u>

	本計画は、国及び千葉県の・・・	
3	・・・(生涯スポーツ分野については、スポーツ推進基本計画に含めることとなったため、本計画と連携して推進することとします。)	・・・ <u>なお</u> 、生涯スポーツ分野については、スポーツ推進基本計画に含めることとなったため、 <u>関係課</u> と連携して推進することとします。
3	■ 関係図 (基本構想・第1次基本計画) 第2期印西市まち・ひと・しごと創生総合戦略 第3次印西市男女共同参画プラン 第2次健康いんざい21	■ 関係図 (基本構想・ <u>基本計画</u>) <u>印西市まち・ひと・しごと創生総合戦略</u> <u>印西市男女共同参画プラン</u> <u>健康いんざい21</u>
4	教育振興基本計画は、「印西市総合計画」で定めた将来都市像を実現するための5つの政策のひとつ「子どもたちの未来を育み誰もが心に豊かさをもたらすまちをつくります」の推進に向けた本市の教育や学びの総合的計画となるものです。 本計画は、「基本方針」、「基本目標ごとの計画」で構成します。	<u>本計画</u> は、「印西市総合計画」で定めた将来都市像を実現するための5つの政策のひとつ「子どもたちの未来を育み誰もが心に豊かさをもたらすまちをつくります」の推進に向けた本市の教育や学びの総合的計画となるものであり、「基本方針」、「基本目標ごとの計画」で構成します。
4	■ 計画の構成 基本方針 ・・・市が目指す教育や学びの基本理念を掲げ、・・・	■ 計画の構成 基本方針 ・・・ <u>本市</u> が目指す教育や学びの基本理念を掲げ、・・・
4	■ 計画の構成 基本目標ごとの計画 基本方針に示された「基本目標」に沿って、その「主な取	■ 計画の構成 基本目標ごとの計画 基本方針に示した「基本目標」に沿って、「 <u>主な取組</u> 」を体系

	組」を体系的に示すものです。	的に示すものです。																																										
5	・・・令和4年度からの4年間（令和4～7年度）とします。	・・・令和4年度から令和7年度までの4年間とします。																																										
5	<p>■ 教育に関する本市の主な計画等の期間</p> <table border="1"> <tr> <td>令和</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>10</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	令和	1	2	3	4	5	6		7	8	9	10			<p>■ 教育に関する本市の主な計画等の期間</p> <table border="1"> <tr> <td>計画名等</td> <td colspan="6">平成30年度～令和12年度</td> </tr> <tr> <td></td> <td>30</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="6">12</td> </tr> </table> <p>(図中の計画期間は、削除する)</p>	計画名等	平成30年度～令和12年度							30	1	2	3	4	5		6	7	8	9	10	11		12					
令和	1	2	3	4	5	6																																						
	7	8	9	10																																								
計画名等	平成30年度～令和12年度																																											
	30	1	2	3	4	5																																						
	6	7	8	9	10	11																																						
	12																																											
6	「印西市教育振興基本計画策定委員会」において、計画草案をさらに精査し、本市教育委員会に提言いただきました。	また、「印西市教育振興基本計画策定委員会」において、計画草案をさらに精査し、 <u>印西市教育委員会</u> に提言いただきました。																																										
6	<p>体制のイメージ図</p> <p>この図は、縦に並ぶ3つのボックスで構成されています。最上段は「総合教育会議 (市長、教育委員会で構成)」、中段は「市議会」、最下段は「パブリックコメント」です。</p>	<p>体制のイメージ図</p> <p>この図は、縦に並ぶ3つのボックスで構成されています。最上段は「パブリックコメント」、中段は「市議会」、最下段は「総合教育会議 (市長、教育委員会で構成)」です。</p>																																										

7	(2) 教育振興基本計画の策定 ・・・「自立」「協働」「創造」の方向性を継承すると同時に、・・・	(2) 教育振興基本計画の策定 ・・・「自立」「協働」「創造」の方向性を <u>継承しつつ</u> 、・・・
7	(3) 学習指導要領・教育要領の改訂 また、新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた教科・科目の新設や目標・内容の見直し、主体的・対話的で深い学び「アクティブ・ラーニング」の視点からの学習過程の改善が図られています。	(3) 学習指導要領・教育要領の改訂 また、子どもたちが生きる上で必要な資質・能力を「 <u>知識及び技能」「思考力、判断力、表現力など」「学びに向かう力、人間性など</u> 」の三つの柱として整理し、主体的・対話的で深い学び（ <u>アクティブ・ラーニング</u> ）によって育むという視点から <u>全ての教科等の学習過程が改善されました。</u>
9	(7) 子ども・若者育成支援推進法の施行 平成22年4月に、子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組みの整備と、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備を目的とする、子ども・若者育成支援推進法が施行され、国は同年7月に「子ども・若者ビジョン」を策定しました。	(7) 子ども・若者育成支援推進法の施行 平成22年4月に、子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組みの整備と、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備を目的とする、子ども・若者育成支援推進法が施行され、国は同年7月に「子ども・若者ビジョン」を策定しました。 <u>また、全ての子ども・若者が健やかに成長し、自立・活躍できる社会を目指して、平成28年2月に、子ども・若者育成支援推進大綱を策定しました。</u>
9	(9) 文化財保護法の改正 令和3年4月に閣議決定された文化財保護法の一部改正では、無形文化財・無形の民俗文化財の登録制度及び地方公共団体による文化財の登録制度が新設され、幅広い文化財の保存・活用を図るとともに、次代に文化財を継承して	(9) 文化財保護法の改正 <u>令和3年4月の文化財保護法一部改正</u> では、無形文化財・無形の民俗文化財の登録制度及び地方公共団体による文化財の登録制度が新設され、幅広い文化財の保存・活用を図るとともに、 <u>次代に継承</u> していくこととしています。

	いくこととしています。	
11	<p>・・・「みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」を策定しました。</p> <p>「みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」(第1期計画)及び「新 みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」(第2期計画)を引き継ぐ第3期計画として、令和2年2月に「次世代へ光り輝く『教育立県ちば』プラン」を策定しました。</p>	<p>・・・「みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」(第1期計画)が策定され、平成27年2月には「新 みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」(第2期計画)が策定され、第1期計画・第2期計画を引き継ぐ第3期計画として、令和2年2月に「次世代へ光り輝く『教育立県ちば』プラン」が策定されました。</p>
11	■ 次代へ光り輝く『教育立県ちば』プラン	■ 次世代へ光り輝く『教育立県ちば』プラン
11	<p><計画の取組方針></p> <p>「ふれる」、「かかわる」、そして「つながる」</p>	<p><基本的な取組方針></p> <p>「ふれる」・「かかわる」・そして「つながる」</p>
13	<p>市教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、「印西市の教育施策」を市教育委員会として自己評価を実施し、公表しています。</p> <p>令和3年度の点検・評価では、各施策、主な事業の目標に対し、進捗、達成度を総合的に判断し、下記に記載の5段階の評価基準において自己評価しています。</p> <p>令和3年度(令和2年度事業対象)の点検・評価結果は、「S評価」が1事業、「A評価」が29事業、「B評価」が15事業、「C評価」が0事業、「-評価」が7事業となりました。</p> <p>(略)</p>	<p>市教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、「印西市の教育施策」の<u>事業実績を自己評価し</u>、公表しています。</p> <p>令和3年度の点検・評価(<u>令和2年度事業対象</u>)では、各施策、主な事業の目標に対し、進捗、達成度を総合的に判断し、下記に記載の5段階の評価基準において自己評価しています。</p> <p>令和3年度の<u>点検・評価結果</u>は、「S評価」が1事業、「A評価」が29事業、「B評価」が15事業、「C評価」が0事業、「-評価」が7事業となりました。</p> <p>(略)</p>

	また、点検・評価結果を踏まえ、本計画の施策の方向性などに反映しています。	また、点検・評価結果を本計画の施策の方向性などに反映しています。
17	(4) 生涯学習・青少年の健全育成 ① 生涯学習 の3番目の□ また、運営の効率化に向けて、・・・	(4) 生涯学習・青少年の健全育成 ① 生涯学習 の3番目の□ さらに、運営の効率化に向けて、・・・
21	基本理念を踏まえて、施策を・・・	基本理念を踏まえ、施策を・・・
24	基本理念を実現するため、・・・	基本理念及び基本方針を実現するため、・・・
29 (41) (48) (53)	目標指標	成果指標
29	目標指標「学校評価（豊かな心に関する2項目（注））における児童生徒の肯定回答率（%）」の目標（R7） 95	成果指標「学校評価（豊かな心に関する2項目（注））における児童生徒の肯定回答率（%）」の目標（R7） 97
50	■ 印旛歴史民俗資料館を木下交流の杜歴史資料センターへ集約することにより、展示資料の充実と活用を図るとともに、新たな歴史文化施設の検討を行います。	■ 印旛歴史民俗資料館を木下交流の杜歴史資料センターへ集約することにより、展示資料の充実と活用を図るため、新たな歴史文化施設の整備を含めて検討を行います。
52	当該基本目標と関連の深いSDGs（持続可能な開発目標）	当該基本目標と関連するSDGs（持続可能な開発目標）
56	事業名「子ども読書活動の推進」 ○図書館での読み聞かせ等の実施 ○学校での読書活動の推進	事業名「子ども読書活動の推進」 ○読書活動を深める機会の提供・充実 ○読書環境の整備・充実 ○読書活動に関する情報の普及・啓発

58	事業名「(仮称) 二十歳をつどいの実施」 ○当該年度に20歳となる方々による企画・運営による(仮称) 二十歳つどいの実施	事業名「 <u>二十歳をつどいの実施</u> 」 ○当該年度に20歳となる方々による企画・運営による <u>二十歳をつどいの実施</u>
----	---	---